

令和6年度 第4回苫小牧市子ども・子育て審議会 会議録

開催日時 令和7年2月13日（木） 18:00から19:00まで

開催場所 苫小牧市役所本庁舎2階 入札室・21会議室

出席者

- ・審議会委員 13名
小原会長、遠藤副会長、岡田委員、工藤委員、今田委員、佐々木委員、佐藤委員、下山委員、高橋委員、辻川委員、戸出委員、保坂委員、渡邊委員
- ・関係職員 14名
健康こども部長、健康こども部次長、こども家庭支援室長、教育部参事、こども育成課長、こども支援課長、青少年課長、健康支援課長、こども育成課長補佐、青少年課長補佐、健康支援課長補佐、健康支援課副主幹、こども育成課主査2名
- ・オブザーバー 3名
ぎょうせい 大野課長、河島係長、澤村上席主任研究員
- ・傍聴人 2名
- ・報道関係者 2名

1 開会

（司会）

お時間となりましたので、ただいまから「令和6年度 第4回 苫小牧市子ども・子育て審議会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただく、こども育成課の桑村と申します。よろしくお願いいたします。
まずはじめに、野見山健康こども部長より御挨拶申し上げます。

2 健康こども部長挨拶

（健康こども部長）

どうも皆さまこんばんは。健康こども部長野見山と申します。

本日はお忙しいところ、第4回の審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、令和5年度から御審議をいただいております第3期子ども・子育て支援事業計画につきましては、本日より皆様方に最終案をお示しできる段階になったところでございます。この間の委員のみなさまの御熱心な御審議に対しまして改めて感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。またこの間、新たな支援計画の基本的な方向性をお示しはさせていただいておりますが、第2期計画まで進めておりました、待機児童解消を目指した量の確保から、新計画では、保育の質や子育て支援策の拡充に軸足をのけた転換を図ることをしているところでございます。のちほど最終案をお示しをさせていただき、ご説明をさせていただきますが、今後5年間の羅針盤として、適切な内容となっているかどうか御確認を含めて本日は御審議をお願いしたいと考えているところでございます。

本日は、第2期計画の令和6年度の実施状況の見通しのほか、第3期計画の最終案を御審議いただくということで、本日節目となっております。それぞれのお立場から、ご意見や御提案をいただきますように重ねてお願いを申し上げまして、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

3 会議の成立

ありがとうございます。ここで、会議の成立について、御報告いたします。

樋口委員、草場委員は本日欠席となります。

渡邊委員につきましては、到着が遅れております。

苫小牧市子ども子育て審議会条例第6条第2項において、会議は委員の過半数以上が出席しなければ、開催できないことが規定されておりますが、本日は、委員15人中12人と、過半数以上の委員が出席されておりますので、会議が成立していることを御報告いたします。

それでは議事に入りますが、ここからは小原会長に議事進行をお願いいたします。

4 議事

(議長)

それでは、ここからは、私が進めさせていただきます。

本日は、議事の説明と質疑を行い、午後7時30分を目途に終了を予定しております。また、この審議会の議事録を苫小牧市のホームページで公開いたしますので、よろしくお願いします。

では、次第3の議事に入ります。

(1) 第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に基づく確保方策の見通しについて、事務局から説明をお願いします。

(こども育成課主査)

こども育成課の若生です。本日は、初めに第2期子ども・子育て支援事業計画に基づく確保方策の見通しについてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料1をご覧ください。「1 教育・保育施設における令和6年度の受入状況について」の表の見方についてご説明いたします。表にある「量の見込み」は、改訂版の計画策定時に見込んだ保育所・幼稚園等への入所希望数となります。その隣の「確保方策の目標値」は、量の見込みに対して、子ども・子育て支援事業計画で、どの程度の利用定員や各施設で超過受け入れを対応いただき、受け入れるかを示した計画値となります。令和6年度の量の見込みと確保方策の目標値を比較しますと、2・3号の0歳児が量の見込みを下回る目標値となっております。次に左から3番目の「確保方策の受入実績」は、実際に受入を行った実績数となります。その右隣の「受入実績-目標値」がプラスになれば、目標以上に園児を受け入れたことになり、マイナスになると目標を下回っている状況を指します。令和6年度では、1号及び3号の1・2歳児、0歳児がマイナスになっており、計画の目標値に達していません。

次に「2 3号認定子どもの推移について」ですが、令和6年度の行をご覧ください。令和7年1月現在の数値となりますが、0歳児は入所希望者数が370人となっており、上の表の量の見込みよりも下回るニーズとなっています。しかし、1・2歳児は入所希望者数が956人となっており、上の表の量の見込みよりも上回るニーズとなっています。

最後に、「3 令和6年度における確保方策の見通しについて」ですが、1号認定は目標値に対する利用定員は確保できていないものの、幼児教育に対するニーズの変化により、希望者全てを受け入れる利用定員が確保されております。2号認定は目標値に対する利用定員は確保されており、保育ニーズの高まりに各施設が対応していただき、利用定員を上回る受け入れが実現できております。3号認定の1・2歳児は目標値に対する利用定員には届いていませんが、利用定員上限の受け入れによって入所待ち児童数は前年と比較し半減する見通しとなっています。3号認定の0歳児も同様の見通しとなっています。

まとめになりますが、1、2号(3～5歳)については、令和6年度目標値を上回る確保方策に見通しの目途が立っておりますが、3号認定については、令和6年度目標値の達成は難しい状況にあります。出生数の減少及び各施設のご努力により入所保留児童は前年比で約50%減少となる見通しとなっています。

令和6年度は残りわずかですが、各施設にご協力いただきながら引き続き確保方策に努めてまいります。議事(1)の説明は以上となります。

(議長)

(1) 第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に基づく確保方策の見通しについて、説明がありました。何か、御意見、御質問はございますか。

では、質問が無いようですので、次に進みます。

次は、(2) 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画素案のパブリックコメントの結果について、事務局から説明をお願いします。

(こども育成課主査)

それでは、資料2をご覧ください。議事(2)第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画素案のパブリックコメントの結果について、説明いたします。

令和6年11月14日に開催の第3回審議会でお示しした素案から、細かな修正をいたしまして、令和6年12月19日から令和7年1月17日の30日間パブリックコメントを実施いたしました。いただいた意見はおひとりで1件となっています。

内容としましては、中学進学祝い制服等購入助成事業のほかに、卒業やサイズアウト等で不要になった制服、ジャージを各中学校で回収し、低価格で斡旋販売していただきたいというものでした。

市の回答としましては、昨今の時代背景からもリユースの観点が必要であると考えているものの、学校での実施に当たっては、不用品の回収管理方法等、様々な課題がありますことから実施は難しいものと考えており、いただいた意見を参考に今後の施策の進め方に反映することが可能な施策がないか検討したいとしております。反映区分はCで「案を修正しないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの」と判断いたしました。

議事(2)の説明は、以上となります。

(議長)

(2) 今、事務局のほうから第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画素案のパブリックコメントの結果について説明がありました。何か、御意見、御質問はございますか。

では、質問が無いようですので、次に進みます。

(3) 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の最終案について、事務局から説明をお願いします。

(こども育成課主査)

それでは、議事(3)第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の最終案について説明させていただきます。

まずは、お手元の資料3をご覧ください。

素案から新たに追加した2つの支援施策についての資料となります。

本市が現在も取り組みを行っている「医療的ケア児等支援事業」及び新市長から医療的ケア児について、考え方が示されていることから、2つの事業を追加することとしました。

1つめは、基本目標6の3、「161 医療的ケア児等支援事業」です。事業概要としましては、医療的ケア児相談室を設置し、医療的ケア児及びその家族（以下、「医療的ケア児等」という）に対し、専門的な観点から助言や他機関との連携など支援体制の整備に努めます。評価指標は支援体制とし、令和6年度の現状値としては、医療的ケア児相談室を設置しております。令和11年度の目標値としては、医療的ケア児等からの相談への助言、関係機関との連絡調整、医療的ケア児支援のための協議の場の設置や研修会の開催など、きめ細やかな支援を実施していくことを目標としております。

2つめは、「162 医療的ケアが必要となる子どもの保育所等への受け入れ」です。事業概要としましては、日常的に医療的ケアを必要とする子ども（以下「医療的ケア児」という。）の保育ニーズ

に対応するため、「医療的ケアの範囲」、「受入れ対象」、「受入れ体制」等の検討を進めます。評価指標としては、医療的ケア児受入れとし、令和6年度の現状値としては、先進事例の視察や、庁内検討を開始しているところです。令和11年度の目標値としては、検討事項について協議を進め、医療的ケア児の受け入れができるよう環境を整備することを目標としております。

続きまして、お手元の資料4に挟まっていた「第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画最終案の追加・変更点について」をご覧ください。

こちらの資料は、前回お示ししました素案から追加・変更したものをまとめたものとなっております。変更内容は多岐にわたるため、概要のみ説明いたしますので後ほど詳細はご覧いただきたいのですが、先ほど説明いたしました2つの支援施策の追加や、表紙裏に市長挨拶文、また最終案の最後に資料編として、審議会委員皆様の名簿と、昨年度から本計画策定に向けて審議していただきました開催経過を追加しております。そのほか、細かな変更は記載誤りや表現をより適切なものに変更したものとなっております。

資料4の説明につきましても、前回の審議会にて計画の構成や概要について説明いたしましたので、第3期計画の大きな方針のみ説明させていただきますが、3号認定は超過受け入れで対応していただくことにより、令和11年度までに量の見込みを確保できる見込みであることなどを踏まえ、第2期までの施設整備中心の計画から、第3期では保育の質、施策の充実への方向転換を図り、子ども・子育て支援施策も第2期から新規25施策を追加し、173施策となりました。引き続き、効果的な子ども・子育て施策を展開してまいります。

なお、佐藤守委員から事前にご質問をいただきましたので、質問の紹介と回答内容について御説明いたします。事前に机上にお配りした追加資料をご覧ください。

1つ目です。67ページの「10 フッ化物洗口事業」ですが、「9 フッ化物洗口支援事業」は就学前の幼児対象で実施園数の割合で記入、任意実施でしたが、「10 フッ化物洗口事業」の小学校で実施されている事業は、強制実施か、それとも9、と同じく任意実施でしょうかとの質問に対して、小学校のフッ化物洗口事業におきましても、任意での実施となっており、毎年度保護者に対して「実施確認書」を配布し、実施を希望すると回答のあった児童に対して実施しております。また、年度途中でも実施希望の変更を受け付けていますという回答になります。

2つ目です。71ページの「25 放課後児童クラブの充実」ですが、第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画のP64（改訂版）はP38の「23 放課後児童クラブの充実」では、2行目から「また、利用者の中に発達障がい等の特別な配慮を必要とする児童については、個々の児童の状況に応じた配慮に努めます。」と下線の文章が記載されていましたが、今回から記載されていないのは、対応に変更があったのでしょうかという質問に対して、障がい児の受け入れにつきましても、平成16年度にあさひ児童センターで初めて受け入れを開始して以降、現在は全ての児童クラブで原則受け入れ可能となっております。障害者差別解消法が施行されて以降、「特別な配慮を必要とする児童」の受け入れ、及び「個々の児童の状況に応じた配慮」につきましても、分け隔てることなく対応していることから、あらためて表記する必要性がないと判断し、今回から削除したところでございますという回答になります。

3つ目です。73ページの「30 こども国際交流事業」ですが、今後も委託業者は、プロポーザル方式で選定していく予定でしょうかという質問に対し、現時点では公募型プロポーザル方式での実施を予定しておりますが、事業の継続性なども考慮しながら、事業者の選定方法を含めた事業の実施方法を引き続き検討してまいりますという回答になります。

4つ目です。96ページの「93 生活困窮世帯子どもの学習支援事業」ですが、目標値(R11)が25名(定員人数)とありますが、25名を超えた場合は、支援しないということになりますかという質問に対し、これまでの実績から、余力のある定員の設定としておりますが、定員を超えるような申し込みがありましたら、委託先との協議や併せて実施している「ひとり親家庭学習支援事業」での受け入れの可能性を探るなど、可能な限り対応してまいりたいと考えておりますという回答になります。

最後になります。108 ページの「123 放課後子ども総合プラン」ですが、放課後児童クラブと放課後子ども教室の違いはなんでしょうか。また、一体型で実施した場合、教師と委託業者との関係はどうなりますでしょうかという質問に対し、放課後児童クラブは、就労支援も含めた留守家庭等の児童に対する健全育成事業であるのに対し、放課後子ども教室は、全ての児童に対する居場所づくりを目的とし、地域等の協力を得て、多様な体験活動を提供する事業となっております。放課後子ども教室は、教師が運営を担っているものではなく、市教委が児童クラブと連携して事業を展開しておりますが、一体型（校内交流型）で実施する場合においても、現状の体制で実施していくものと考えておりますという回答になります。

委員の皆様におかれましては、昨年度のニーズ調査から本計画策定に向けて、長きにわたりご検討いただき感謝申し上げますとともに、本審議が本計画の最終審議となりますことから、最後に改めてご審議いただきますようお願いいたします。議事（3）の説明は、以上となります。

（議長）

（3）第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の最終案について説明がありました。佐藤委員のほうから追加で何かありますでしょうか。

（佐藤委員）

回答いただきましたので大丈夫です。ありがとうございます。

（議長）

そのほか何か、御意見、御質問はございますか。はい、辻川委員。

（辻川委員）

説明いただいてありがとうございます。

児童センターのことをこういうふうに、この場では大所高所の話はしている中で、ちょっと細かいことで申し訳ないなと思いつつなんですが、児童センター、上靴がないと、子供たちはなかなか足が向かないようなんですよね。私、冬休み、毎日子供食堂やっけていまして、悪天候ですとか、すごく寒い日に、子供食堂の狭い中でボール投げして遊びたいといって大騒ぎするんですよね。なので、近くに住吉児童センターがありますので、児童センターに行ったらいいでしょうと言うんですけど、なかなか子供たち、足が向かないんです。その理由が、靴がないからと言うんですよね。子供食堂に来ている子供の中には、靴が買えないようなご家庭のお子さんもいらっしゃいますけど、そもそも児童センターで履くための上靴と外で履くための外靴と、それから、学校に持っていく上靴、一人の子供に対して3足をそろえられるおうちがそもそも少ないように思うんです。靴がないから、ボール投げして思い切り体を動かして遊びたいのに、行けないというのがちょっと私はとても気になったところでした。

先ほどの公募のご質問の中にもリユースの話が出ていたように、児童センターさんでも、勝手な私の意見ですけど、リユースでもいいから、靴は貸し出せるよというふうにしてあげられないものかなとちょっと思いました。児童センターの職員さん、何人か知り合いがいるので、聞いてみたんですけど、3足ぐらいなら貸出しがあるよというふうにおっしゃっていて、でも、私がやっている子供食堂は小さいんですけど、そこに来ている子供ですら、10人以上の子供が児童センターに行きたいけど行けないと言っているの、何かその辺もうちょっと大人の方が歩み寄っていただけると、子供がぐんと児童センターを利用しやすくなるのかなと思っていますところなんです。

あと二つ言いたいことがあるんですけど、いいですか、続けて言って。

（議長）

はい、続けてください。

(辻川委員)

それと、上靴の問題もあるんですけども、児童センターの先生たちというか、職員さんの質にも、悪く言うつもりではないんですけど、問題があるのかなと、子供たちの話を聞いていると、感じる場所が多々あります。例えばいろんな楽しいイベントをやってくださっているんですが、そのイベントは事前申込制で、親がしっかりプリントを見て、例えばQRコードで申し込めるような、プリントを読んで申し込む姿勢のある親でしたら、申し込むことに全くハードルがないんですけども、子供が行きたい、楽しいと思ったイベントでも、親が子供に対する情熱とか興味が少し薄いようなご家庭だと、子供がそこでふるいかけられて、楽しいイベントに参加できないという状況になっていました。それでもと思って、子供たちは当日、突撃して行きました。そうしたら、申し込んでないでしょうと怒られてしまって、泣きながら帰ってきたということがありました。すごく小さな一例ですけど、氷山の一角で、ちょっと子供たちが傷つくようなことが児童センターで起きているのではないかなというふうに感じられる事件でした。

児童センターは、大人の方がランダムというか、突然ちょっと見学させてくださいといっても、入れないんですよね。それは、保護者であっても入れないです。これはちょっと、かなり児童センターがブラックボックス化しやすいというか、中で何があっても、うまく流暢にこういうことがあって困っているんだと子供たちが説明できればいいですけど、できない子供に関してはもう押し黙るしかないような状況があるように思います。

何件か子供たちに教えてもらったことがあるんですけど、子供同士でぶつかっちゃって鼻血が出ちゃったお子さんがいて、大丈夫と近寄ったら、先生が来るなと言ってどなったとか、それで、子供もあれは納得がいけないとか言っていたりとか、あと、私、地域の遊び場として子供食堂をやっていますけど、たまに児童センターの職員さんが遊びに来てくれたりするんですね。そうすると、残念なことに、子供がさあっと逃げていくんです。あれは何ででしょうというのがあって、あと、嫌なあだ名をつけられたというのもあるとあって、これはあくまで一人の子供が言っていることじゃないですよ。何人かの、複数名の子供たちから聞いた意見ですけど、例えば私、辻川ですけど、雑だから、おまえは雑川だと言われちゃったりとか、そういうことが起きているそうなんですよ。

なので、利用者アンケートのような、子供たちが、そういうのはやめてよとか、そういうのは嫌だったよとか、こういうところは楽しかったから、もっとやってほしいとか、そういう意見を言いやすいような環境を、今でもアンケートがあるそうなんですけど、やってもらえるといいなと思っています。

アンケートについてなんですけど、これも細かいことで申し訳ないんです。皆さんにはちょっと関係ないのかもしれないんですけど、親御さんに対するアンケートがあるそうなんです。だけど、アンケート自体に薄く親御さんの名前が書いてあるそうなんです。アンケートは、無記名でやらないと、言いたいことが言えないじゃないですか。それで、親御さんが、これ、私の名前が書いてあるけど、私が意見を言ったら、私の子供が何か意地悪されたりしないんですかと不安になっちゃって、言いたいことが言えないという事態がありました。児童センターの職員さん側からすると、誰に渡して、誰に渡してないか把握するための名前ですというふうにおっしゃっていたんですけど、そういう小手先のちょちょっと意見を言いつらいような細工をしないでもらいたいなと思っています。

暴れる子供とか、暴力を振るってくる子供とか、暴言を吐く子供とか、子供の対応、対人の対応はとても難しいし、大変だと思いますけど、子供に対する、対応する大人側がしっかり学ぶ必要があると常々思っています。例えば、積極的傾聴とか、ただ傾聴するだけじゃなくて、うんうん、それで、それでどうしたの、もっと話を聞かせてほしいとか、あとアドボケイトとか、私、常々言っているCAPとか子供への暴力防止プログラムですとか、あと、トラウマインフォームドケア、そもそも傷つきがあるんじゃないかと、あと、言ってくれたことでも氷山の一角なんじゃないかと、それと、対人援助でバイスティックの7原則というものもありますけど、一人、その人の意見

は大切な意見なんだみたいなことですか、マズローの5段階欲求ですか、そういうものを一気にいきなり学ぶというのは難しいことはですけど、職員の質の向上のために一つ一つ学んでいてもらいたいというふうに思っています。

最後に、もう一つ意見なんですけど、ここまでいろいろ言っておいてあれなんですけど、審議委員に子供の委員は募集されないのでしょうか。子ども・子育て審議会ですので、子供がここに参加して、大人と対等に話す、大人が子供の意見をしっかり聞くという場があるのが、普通というか、それがあるといいなというふうに強く思っています。私は公募委員ですけど、公募するのに18歳以上だったか、何かそういう年齢制限あったんですよね。あと、市内に住んでいて、子育て中の親みたいな制限があったんですけど、子供たちはしっかり心理的安全性が確保されていれば、みんな意見を持っていますので、ぜひ子供と大人がしっかり対話ができる場を、この審議会がそういうふうになったら私はいいなと思うんですけど、検討していただければなと思っています。お願いします。

(議長)

5点、ありましたけれども、まず、それぞれについて事務局のほうからも答えられるところがあるのと、もう一つは、これから先、どういうふうにそれを組み立てていくかという方向性もちょっとあれば、意見を述べてください。よろしくお願いします。

(青少年課長)

ご意見をいろいろとありがとうございます。

まず、児童センターの関係のほうから、私、青少年課の池田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

児童センターの関係のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、まず、児童センターの上靴利用の件なんですけど、お話がありましたとおり、児童センター、遊戯室という体育館のような場所については、滑りやすい部分もございますので、上靴の着用をお願いしているところがあります。上靴を履いていない児童と履いている児童が共存して遊び出すと、やはりどうしても足を踏んでしまったりとか、そういったけがの元にもなりますので、遊戯室においては上靴を履いていただくということになっております。ただ、上靴を着用しないでも、図書コーナーですとか集会室ですとか、そういったところで遊ぶことは可能となっております。

先ほどお話がありましたリユースの話ですけども、実際に各児童センターで対応できる範囲で上靴を用意しているところもございます。なかなか児童の靴については、成長とともにサイズも変わっていくこともありまして、大人数で来られたときにどこまで対応できるかというところはございますけども、児童センターで対応可能な範囲で努力していければというふうには考えております。

それと、児童センターで大人が入館できないといった部分、こちらのほうにつきましては、基本的にはやはり児童厚生員というセンターの職員の下、遊びを提供するということになっておりますので、原則的には大人の入館というのは認めてはおりませんけども、全く状況が分からないというところ、いろいろと保護者の方も心配になられるといったところもあるとは考えております。児童クラブの保護者さんであれば、入会申請とかで若干中に入ることもございますけども、この辺の今後、保護者アンケートなどでどういった意見があるかによって、いろいろと検討する部分があれば、対応も考えていきたいというふうには思います。

それと、センター職員の質の向上につきましては、申し訳ございませんけど、後ほどちょっとお話をさらに聞かせていただきたいなというふうに考えておりますので、この後、審議会が終わった後にお話しいただければというふうに考えております。

辻川委員がおっしゃるとおり、常にセンターの職員の質の向上ということは指定管理者と協議の中にも入っておりますので、様々な研修機会の提供ですとか、そういったところで、さらなる向上という部分については市としても注視していきたいなというふうに考えております。

あとは、イベントの関係ですね、こちらのほうにつきましては、やはりセンターとしても、どの程度の人数が参加されるのかというのを把握した上で、いろいろと準備も進めなければならないということもあると思いますので、そのイベント、イベントで自由参加できるようなイベントについても検討をしていただけないかということについては、我々のほうとしてもこういう意見があったということをお伝えさせていただきたいなというふうに考えております。

アンケートですね、保護者アンケートで名前の記載があったといった部分につきましては、我々としても、アンケートにつきましては無記名ということで話を伺っておりますので、再度確認はさせていただきたいというふうに考えております。

私のほうからは以上となります。

(健康こども部長)

辻川委員のほうから、多岐にわたるご指摘をいただきました。

児童センターの運営に関して、今、担当課長のほうからお答えをした部分がございますけども、いずれにしても、今いただいたお話については、担当の課長のほうと指定管理者のほうに定期的に協議をする場がありますので、ちょっとその中で問題提起をさせていただく中で、改善できるものはすぐに改善をするというような姿勢で臨みたいというふうに思っておりますので、またお気づきの点があれば、引き続きご指摘をいただければというふうに思っております。

それから、審議会の委員に子供の意見を取り入れるべきだというご提案がございました。

こちらにつきましては、今、私どももこれまでも、審議会という形ではないですが、例えば子供研修であったり、子供会議であったり、そういう中で子供さんたち、小学生、中学生、高校生も交じったグループからご提案をいただいて、それを施策のほうに反映するという取組は行っているところでもあります。ただ、その部分が十分なのかというところも含めたご提案なのかなというふうに受け止めさせていただきました。

子ども・子育て審議会の部分につきましては、なかなか内容が多岐にわたりますので、そこのところはどういうふうにできるかなというところは考えていきたいなというふうには思っていますが、実際にお子さんの意見というものの、考えというものを我々としてはやっぱり聞いて、それを施策に反映させていくという姿勢は持っておりますし、今回、新しい市長もその辺のところは力を入れて、市長自らそういう場にお邪魔して、子供さんの生の意見を聞くというところは力を入れていくというふうにおっしゃっておりますので、私ども健康こども部としても、これだけではなく、子供に係る施策の中で少しでも多くの子供の意見を取り入れた施策というのを展開していきたいというふうに思っておりますので、そこはちょっと見守りいただければというふうに思っております。

以上でございます。

(議長)

大体の返答がありましたけど、辻川委員、追加等がありますか。

(辻川委員)

ご回答をありがとうございます。

児童センターの遊戯室でのボール遊び以外の場所では入れるよというのは、子供たちも知っています。ですが、靴がないから行けないというのは、物すごく高いハードルになっています。なので、もちろんそういうことを市役所の職員さんとしては理解していただけたと思うんですけども、実際に現場の職員さんがどこまで、子供に靴がないということがどれだけ子供たちが重く受け止めているかということをもう一度理解してもらいたいなと思います。貸出しがあるよということをもっともっと大々的に言わないと、なかなか、一旦靴がないから僕は行けないんだと思ってしまった子供の心を開くのは難しいなと思っています。

それと、イベントの自由参加枠を増やしてくださるというお話、どうもありがとうございます。

それもいいとは思うんです。ですが、物事には枠組みがどうしてもあって、20人までなんだけど、25人来ちゃったら、5人はごめんねというときがあるじゃないですか。そういうときこそ、子供に対する大人の姿勢が問われるんですよね。なので、お断りするにしても、泣きながら帰ってしまうような状況はつくっちゃいけないと思うんです、お断りするにしても。全部を自由参加オーケーにしちゃうと、なかなか難しいイベントもあると思いますので、10人限定とか、少人数でやりたいときもあると思うので、そういうときに子供がわんわん泣いて帰ってくるような言い方とか、大人の在り方が改善されることを願っています。よろしくお願いします。

(議長)

ありがとうございます。そのほか、今のことについて、辻川委員の事務局の回答についてでもよろしいですし、ほかに何かありますか。はい、遠藤委員。

(遠藤委員)

今、辻川委員のお話を聞いていて、私もちょうど質問しようかなと思っていたことがありました。先ほどのお話ですと、今年度までは保育の本当に量を確保しようというふうな、もう待機児童対策ということで集中してやってきたんですけれども、係のほうから、保育の質を高めていくんだと、それから、施策の充実を図るんだというお言葉をいただきまして、本当にこれにすごく期待したいと思うんですよね。

その保育の質というのが、今、多岐にわたる、今、青少年の問題でもそうなんですけども、ちょうど児童クラブのことがうちの園の関係者からもちょっと聞かされていたので、たまたま軽度のちょっと障害を持っているんじゃないかというお子さんなんですけど、やはりこの71ページの、先ほど説明していただきました、佐藤委員のほうからの回答の中で、放課後児童クラブの充実についてということで、児童クラブでは原則、障害を持っていても受け入れているですよというふうなことが書いてあったんですが、現実、そうはなっていないのではないかなということがあります。確かに児童クラブ自体のお子さん、それから、多岐にわたるいろんな特性を持ったお子さんがそこに同居するということでの指導性の難しさというのはもちろんあるので、その辺のところは今、受け手になっているのが児童デイサービスなんですね。これが今、市のほうから、いろんな枠組みの中からは、ちょっとこれは独立してやっているような形にはなっているんですけれども、その児童デイサービスの中身、先ほど言った職員さんの在り方についても、やはり多々問題があるところもあるようで、その辺のところを本当に一人一人の子供が幸せに、どこにいても暮らせる社会というのをこの苦小牧市でもぜひ目指してほしいなと思いながら、ちょっとお話を聞いていました。

先ほど言ったように、子供だからといって、もうこれは駄目とか、これはできないよとかという言い方ではなく、やはり一人の人間として伝えなきゃならない言葉を丁寧に伝えて、説明をしていくという姿勢はやはり職員の教育にあるんじゃないかなと思うので、この点については、先ほど、職員のほうの教育も含めてお話を辻川さんからもう少し詳しく聞かせてくださいといったことなので、この辺については改善されることを望みたいなと思って聞いておりました。

あと、それに関連してというか、ちょっと離れるかもしれないんですけど、医療的ケア児の受入れについてということで、これは国の施策でも進めていることで、苦小牧市も取り組んでいるんですよ、多分。

この医療的ケア児というのが実際に今も受け入れている園があるのかどうかをまずお聞きしたいのと、それから、これからどういう施設でそれを受けていこうとしているのかというあたりのところについては、これは6年度の実績までのことだったんですけども、これからにつなげるために、医療的ケア児というのはどこら辺までのこと、あるいは、どういう子供たちがいるんだろうというのもお分かりにならない方もいらっしゃると思うので、ちょっとご説明を受けたいなと思っております。ぜひよろしくお願いいたします。

(議長)

事務局のほうから、ありますか。

(青少年課長)

ご意見をありがとうございます。 児童クラブの所管をしております青少年課、池田です。

先ほど、児童クラブ、デイサービス等の職員の質というお話をいただきました。デイサービスにつきましては、ちょっと所管がまた違う部署になるんですけども、児童クラブにおきましては、現在、民間委託しておりまして、その中で職員の児童に対する対応等々、我々が所管する青少年課のほうでも、保護者さんのほうから様々な意見をいただくことがございます。その中で、その都度、どういう対応が最適であったのかというようなことを検討しながら、青少年課内に健全育成アドバイザー、これは直営時代からずっとそういう役割の方がいらっしゃいますので、その方を通してながら、各クラブを訪問した際に改善点などのお話をさせていただいているところです。

また、毎月、委託事業者さんとは定例会を設けておりまして、特定の支援を必要とするようなお子様の案件について、今後の対応策等々、受託者側とも協議をさせていただいております。今後も、先ほども児童センターの中でお話しさせていただきましたけども、様々な研修機会、こういったものを支援員に受けていただきながら、さらなる高みを目指してまいりたいというふうに考えておりますので、お気づきの点等々がございましたら、いつでも青少年課のほうにご意見をいただければというふうに、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

(議長)

医療的ケア児のことについては、はい。

(こども育成課長)

ご質問をありがとうございます。こども育成課の伊藤です。

医療的ケア児の受入れについてご質問をいただきましたので、ご回答させていただきます。

これまで、最近では、教育・保育施設において受け入れているのは、民間の教育・保育施設で1号認定のお子さんを受けております。過去には、みその保育園で、保育の時間帯には医療的ケアが必要ない子を受け入れた実績もございます。

遠藤副会長からいただいた件で、今後の対応につきましてですけども、令和3年に医療的ケア児の医ケア法が施行されて、自治体や、保育園である設置者の受入れの責務であるということを示されておりますので、そういったものの受入れ体制というのは今後構築していかなければいけないかなというふうに思っています。その中で、医療的ケア児というのは非常に幅広くあるかと思うので、その中で受入れの範囲をどうするかとか、あと、受入れ対象をどうするかとか、あと、受入れ体制をどうするか等については、今後いろいろ医療的ケア児相談室とも連携を取りながら、どのように対応していくかということは今後詰めていきたいと思っています。その中で、他の自治体でもガイドラインの作成であったりとか、そういったものをお示しして、受け入れる側の体制のことも含めて、いろいろ関係部署と協議しながら、保育の計画であったりとか、教育の計画であったりとか、作成しながら受け入れていくものというふうに考えています。

こちらのほうでは、それも含めて、令和11年度を目標値として、まずは検討事項についてしっかり協議しながら、医療的ケア児の受入れができるような環境整備ということで、この辺は今回新たな事業として追加しましたので、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

私からは以上になります。

(議長)

遠藤委員。

(遠藤委員)

すみません、ありがとうございます。この医療的ケア児相談室設置と書いてあるんですけども、これは、どこの課が中心になるのでしょうか。

(議長)

事務局のほうでよろしく願いいたします。

(こども育成課長)

事務局の中心は福祉部の発達支援課、おおぞら園に、今ある部署になります。

(議長)

この辺はオフレコかもしれませんが、実は私は苫小牧市医師会の推薦で相談員をしています。現実的には相談室をつくって、四人で、看護師が1名、それから市の職員と、それから、コーディネーターの四人で去年の4月から活動しております。

現実的に苫小牧市には35人ぐらいの医療的ケア児がいて、その中には、医療的ケア児の幅は、先ほど、このライフステージで保育園で対象となる子供というのは、医療的ケアを受けながら、いわゆる動ける医ケア児ですね、自分で動き回ったり、そういうようなことができる子供。大部分がもう自分で、いわゆる心身障害児と言われている、知的に障害があつて、肢体不自由があるのを重心と言うんですけども、そういう形の医療的ケア児もいるし、いわゆる知的にはある程度高くて、動き回れて、だけでも、医療的ケアを受けなければならないという、そういうような人たち、幅があります。現実的に今、民間の教育・保育施設で今年まで受け入れてもらっていたお子さんは、現実的には動ける、気管切開をしているお子さんです。今後いろいろな、これは先ほど、発達支援課というか、そちらに窓口があるという話だったんですけども、実はこれの前に苫小牧市の庁内でいろいろな検討会があつて、その中で共通の意見として、やっぱりそういうものをつくらなければいけないということで相談室が始まって、その所管が、今、おおぞら園というか、そこにあるというふうに理解してもらえばいいと思います。

ライフステージに合った生活を組み立てていく、例えば就学の前で、寝たきりの子供の場合には、いろんな形で日中の生活の場をつくってやって、そして、親がそこから少し離れられるような時間をつくるとか、そういうようなことを今、実際に取り組んでいるところです。そのぐらいしか、僕、ちょっとここでオフレコでは言えないんですけども、そういうふうな形でやっていて、幼稚園、保育園という対象となるのは、現段階で市のほうで考えているのも、いわゆる動ける医ケア児、医ケアというのは、気切している子もいれば、気切していて吸たんしている子もいるし、それから、疾病によって定期的な導尿が必要だとか、それから、嚥下障害で、どうしても経管栄養だったり、胃瘻をつくって定期的に栄養を補給しなければならないとか、そういうような人たちですね、そういうのも対象としています。ざっとちょっと言ったんですけども、よろしいですか、そのぐらいで。

そのほか、ご意見等がありますでしょうか。はい、保坂委員。

(保坂委員)

パブリックコメントの件についてですけど、結果として30日間で一人ということで、ちょっと少ないなと感じていますので、もっと意見をもらう工夫していただきたいなと思っております。例えば苫小牧市の公式LINEとか、結構子育て世代の方、登録している方が多いと思いますので、そこにフォームを載せたりとかしていただくと、もっと意見を集約できると思いますので、次回また同じことをするようであれば、ご検討いただければと思います。お願いします。

(議長)

事務局のほう、よろしいでしょうか。

(健康こども部長)

ご提案をありがとうございました。

今回のパブコメ、1件という結果でございました。比較的市等が全体で行っているパブリックコメントのほうは低調な状況であるということは、以前から多方面からご指摘をいただいているところでもあります。ですので、その部分も含めて改善をしていって、市民の皆さんの意見をやはり聞いて、反映できるものは反映するという考え方で進めていかなければならないという認識は持っております。

今、ご提案いただいたように、またこれ、この支援計画に限って言わせていただければ、次はまた5年後ということになりますので、もう少し市民の方が意見を出しやすい環境というものについては、全庁的にここは考えていかなきゃならないというふうに思っていますので、私どもだけではなく、市全体としてそこは取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(議長)

そのほかご意見、質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、審議会として計画の最終案について承認するという事で、よろしいでしょうか。

事務局は今後の手続きを進めてください。

(4) 今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

(こども育成課主査)

それでは、お手元の資料5をご覧ください。今後のスケジュールについてご説明いたします。本日、第3期事業計画最終案を承認いただきましたので、冊子の作成に入り、3月末に完成の見込みとなっております。完成次第、皆様に配布いたします。

また、来年度の審議会の予定ですが、計画策定後は例年どおりの年3回の開催予定となっております。議事(4)の説明は以上となります。

(議長)

今後のスケジュールにつきまして、事務局より説明がありました。これについて何か質問、ご意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、質問がないようですので、次、全体を通しまして質問やご意見など、遠慮なくお願いいたします。

それでは、その他として事務局からの報告はございますか。

(事務局)

ございません。

(議長)

それでは、これで全て終了しました。本日は皆様のご協力をいただき、ありがとうございました。

(司会)

小原会長、ありがとうございました。これをもちまして「令和6年度第4回苫小牧市子ども・子育て審議会」を閉会いたします。本日は長時間にわたる説明・審議に御協力いただきありがとうございました。お帰りの際、お忘れ物などないよう、お気をつけください。